〇徳島県環境影響評価条例（一部抜粋）

平成 12 年 3 月 28 日
徳島県条例第 26 号

徳島県環境影響評価条例をここに公布する。

徳島県環境影響評価条例

（定義）

第 2 条　（略）

2　この条例において「第 1 種事業」とは、次に掲げる事業であって、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの(環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項に規定する第 2 種事業で法第 4 条第 3 項に規定する措置がとられていないもの及び法第 2 条第 4 項に規定する対象事業(以下「法対象事業等」という。)を除く。)をいう。

(1)～(4)　（略）

(5) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 38 条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業

(6)～(20)　（略）

3～6　（略）

〇徳島県環境影響評価条例施行規則（一部抜粋）

平成 12 年 8 月 8 日
徳島県規則第 113 号

徳島県環境影響評価条例施行規則を次のように定める。

徳島県環境影響評価条例施行規則

（第 1 種事業）

第 2 条　条例第 2 条第 2 項の規則で定める事業は、別表第 1 の第 1 欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第 2 欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の 1 の項から 6 の項まで(6 の項の(5)及び(6)を除く。)、8 の項から 15 の項まで又は 17 の項から 20 の項までの第 2 欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓(同表の 7 の項の第 2 欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の 7 の項の第 3 欄に掲げる要件に該当することを理由として条例第 5 条第 3 項第 1 号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。)を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

別表第1(第2条、第4条関係)

事業の種類	第１種事業の要件	第２種事業の要件
1～4（略）	（略）	（略）
5　条例第2条第2項第5号に掲げる事業	(1)～(10)（略）	（略）
	(11)　出力が3万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業	出力が2万キロワット以上3万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業
	(12)　出力が3万キロワット以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業	出力が2万キロワット以上3万キロワット未満である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業
6～20（略）	（略）	（略）